

## 「防災協力事業所」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東近江防火保安協会（以下「保安協会」という。）の会員事業所が保有する施設、資機材及び組織力等を貴重な防災力と位置づけ、これらの防災力が災害時に地域に貢献できる事業所（以下「防災協力事業所」という。）として認定するために必要な事項を定め、もって地域防災力の強化を目的とする。

(定義)

第2条 防災協力事業所とは、次条に掲げる事業が提供できると保安協会会長が認めた事業所をいう。

(事業)

第3条 防災協力事業所の事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人的協力
- (2) 施設・場所の提供
- (3) 物資・資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか災害時における必要な協力

(認定・申請・廃止等)

第4条 防災協力事業所として認定を受けようとする事業所は、保安協会会長に登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 保安協会会長は、前項により申請書を受取り防災協力事業所として認定した場合は、登録事業所台帳（様式第2号）に記載し、登録証（様式第3号）及び掲示用標識（様式第4号）を交付するものとする。

3 第3条の事業が継続できない場合、又は保安協会を脱会したときは、速やかに登録廃止届（様式第5号）を保安協会会長に提出しなければならない。

(事業の調査)

第5条 保安協会会長は、防災協力事業所が第3条に規定する事業が実施可能であるかを随時調査できるものとする。

(経費及び補償)

第6条 第3条の事業を実施中に発生した経費や被った二次的災害の補償は、当該防災協力事業所が負担及び補償するものとする。

(報告)

第7条 防災協力事業所が、第3条の活動を実施した場合は、保安協会会長（支部事務局）へ口頭により報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は保安協会会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。